

第1問 答案用紙<1>
(租税法)

問題1

子

問1

素点 26.5 偏差値 63.6

4/5

A社に於て無償に譲り受けた資産の時価600万円を益金の額に算入せよ。(法人税法22条2項)

問2

1/5

当該信託契約は受益権を表示する証行を發行するにあり、法人が委託者であるため、法人課税信託である。したがって、信託財産に帰せしめられた収益、費用はB社に於ては認識しない。
(法人税法2条29条2、12条1項、3項)

問3

4/5

債権を喪失して債務を弁済するに於ては困難であり、これを理由として500万円を債務免除を受けており、給与所得ありを有しているため、債務免除に於ては300万円を経済的利益として総収入金額に算入する。
(所得税法44条2第1項、第2項)

問4

5/5

再生計画認可の決定に於て550万円を債権を担保にあり、令和3事業年度の課税標準額に於て消費税額45.39万円を控除する。
(消費税法39条1項)

第1問 答案用紙<2>
(租税法)

問題 2

4/4
4/4
4/4
1/4
0/4

番号	○×欄	記述欄
①	⊗	管理組合は人格非法人格であるが、Bに2分の1以上を継続的使用していることは収益事業に該当するため、Bに納税義務が生じる。(法人税法 4条7項)
②	⊗	C社はA社の外国子会社に該当するため、益金不算入の対象となるが、係属外国源泉税等額を損金不算入とする。(法人税法 39条92)
③	⊗	本問に於いて譲渡制限株式はRに役員提供の対価として金銭債権の引換に交付された。Rはこれを令和3年の給与所得として額給与等額相当の損金算入する。(法人税法 5条1項13, 39条1項2号イ)
④	⊗	電気陶器窯は生活通常必要の資産(家)であるが損失が生じたための帳簿価額相当額が8万円をPの課税標準の10分の1を控除した額を離脱控除の総所得から控除する。(所得税法 28条)
⑤	⊗	Pは自動車と通院用に継続して使用しているため、課税資産の譲渡に該当せず、30万円を課税標準とする。(消費税法 2条1項9号, 5条1項, 28条1項)

第2問 答案用紙<1>
(租税法)

素点 38.5 偏差値 57.75

問題 1

当期純利益の金額

(単位:円)

	加算すべき金額	減算すべき金額
(減価償却資産についての申告調整)		
器具備品A		17,818
器具備品B	1,925,000	
ソフトウェアC		20,000
機械装置D	49,922	
(外国通貨についての申告調整)		19,400
(有価証券についての申告調整)		
E社株式	70,000,000	
F社株式		37,500,000
G社株式		12,000,000
(棚卸資産についての申告調整)		1,800,000
(貸倒引当金についての申告調整)		
H社に対する貸付金		60,000,000
H社に対する貸付金以外の債権		220,000

法 15/20
所 6/10
消 5/10

第2問 答案用紙<2>
(租税法)

- (寄附金についての申告調整)
- (役員退職慰労金についての申告調整)
- (租税公課についての申告調整)
 - [資料] 9. の(2)及び(3)について
 - [資料] 9. の(4)及び(5)について
 - [資料] 9. の(6)について
 - [資料] 9. の(7)について
- (前期分の修正申告事項についての当期の申告調整)
 - [資料] 10. の(1)について
 - [資料] 10. の(2)について
- (欠損金についての申告調整)
- (その他の申告調整)
- 所得金額

加算すべき金額	減算すべき金額
10,481,250	
	22,999,999
	30,589,000
53,296,000	
1,177,000	
20,000,000	
	3,180,000
	190,000,000
.....
.....

第2問 答案用紙<3>
(租税法)

問題 2

[問] 1.

- (1) 事業所得の総収入金額
- (2) 事業所得の必要経費の金額

~~10,600,000~~
2,812,300

[問] 2.

- (1) 退職所得の金額
- (2) 給与所得の金額
- (3) 一時所得の金額
- (4) 雑所得の金額

7,075,000
4,120,000
950,000
270,000

[問] 3.

- (1) 扶養控除の金額
- (2) 雑損控除の金額
- (3) 生命保険料控除の金額

~~960,000~~
~~500,000~~
117,000

[問] 4.

丙の課税総所得金額

~~858,000~~

第2問 答案用紙<4>
(租税法)

問題 3

- (1) 課税標準額に対する消費税額 (単位:円)
- (2) 課税売上割合の計算式の分子の金額
- (3) 課税売上割合の計算式の分母の金額
- (4) 課税貨物に係る消費税額
- (5) 課税仕入れ等に係る消費税額の合計額
- (6) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等
 にのみ要するもの
- (7) 課税仕入れ等に係る消費税額のうちその他の資産の譲渡等
 にのみ要するもの
- (8) 課税仕入れ等に係る消費税額のうち課税資産の譲渡等と
 その他の資産の譲渡等に共通して要するもの
- (9) 売上げの返還等対価に係る税額
- (10) 貸倒れに係る税額

--